

議長（山本 陽一郎君） 次に8番、藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） 私からは、大きく分けまして3点の質問をさせていただきます。

今回議長を除いて14人の議員諸君が一般質問をされますが、通告の中身を見ますと、多くの類似質問といえますか、そういうものが重複しております。私の質問の中にも、後から後続の方も重複した質問がありますもので、その辺、大きな角度から大きな中身において答弁としていただきたいということをお願い申し上げまして、1番目の地域福祉計画について、生活福祉部長に質問をさせていただきます。

先ほどからも同僚議員の質問の中にありましたが、今、新聞紙上で高齢者の方の不明が問題になっております。私が議員になったのは平成16年です。その時から、こういう問題は地方自治において取り組むように、国等から通達がされておりました。今から考えますと6年前から、もうこういう症状は出てきた。その歴史を今ちょっと振り返って、私なりに調べた結果、ちょっと説明をさせていただきます。

厚生労働省は個人が家庭や地域において、人としての尊厳を持って、その人らしい生活ができることを保障する、こういうことを基本としました社会福祉基礎構造改革というものを検討し、その流れを受けて、平成12年6月に、社会福祉事業法は名称も社会福祉法に改称され、そして今日に至っております。社会福祉法に改めて地域福祉の推進という規定が設けられ、その中には地域住民自身が地域福祉の担い手として明確に位置づけられ、住民参加による福祉のまちづくりが求められることとなりました。

そこで厚生労働省は平成14年4月1日に、各都道府県知事あてに、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定についてを通知しました。この市町村地域福祉計画というものは、社会福祉法第107条と言われるもので、次のように義務づけられております。

市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないという規定がございます。その規定を則すために、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ住民並びに社会福祉を目的とする事業を営むもの、その他、社会福祉に関する活動を行うものの意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものというふうにあります。

平成14年の通知によりまして、東員町では先ほど言いましたように、平成16年3月に地域福祉（活動計画）というものを策定し、平成16年から5年の平成20年までの5カ年計画として実施がされてきました。その地域福祉活動計画たる処理が、これでございます。今から6年前に我々議員にも、多分住民にも発行された計画書でございます。

そこで、質問の1でございますが、この活動計画のことについて、先ほど申しました国からの通知等を踏まえまして、基本計画の基本目標でございます、みんなが住みやすいまちづくり、2つ目にみんなが支え合い、ふれあいの輪を広めるまちづくり、3つ目にみんなが輝くまちづくり、この3つの項目が平成16年から平成20年までの5カ年の間にどのように推進され、計画の方向性が確認できたかを、俗に言います「PLUN・DO・CHECK・ACTION」の角度からご答弁を願いたいと思います。

質問の2でございますが、さらに平成19年8月10日には、厚生労働省から要援護者支援にかかわる実施通知において、地域における要援護者にかかわる情報の把握、共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされました。その盛り込むべき具体的な事項として、要援護者の支援方策について、市町村地域福祉計画に盛り込む事項、すなわち要援護者支援方策が通知されたわけでございます。その盛り込む事項は、大きく分けて3つの事項から構成されております。

1つは、要援護者の把握に関する事項、2つ目は、要援護者情報の共有に関する事項、3つ目は要援護者の支援に関する事項、さらに平成19年8月10日に通知されました書類通知の中身には、さらにこれを細分化された技術的助言がともに通達されたわけでございます。

そこで、要援護者支援方策を盛り込んだ東員町地域福祉計画はどのように現在運営されているか、その計画と現状をお答え願いたい。これが今、新聞紙上に載っております大きな問題の高齢者による不明、これに対して市町村はこういうことをやりなさいということ、国の通達がなされておるわけでございます。

関連の3でございますが、さらに平成22年3月末日現在の市町村地域福祉計画の策定状況について調査した結果、約半数の市町村において策定を終えていなく、策定状況が低調であり、また今般、全国各地で、先ほどから申しております高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、高齢者の孤立化が憂慮されることから、厚生労働省は先月の8月13日付にて、市町村地域福祉計画の未策定及び策定済みの市町村に策定の評価や高齢者の孤立の防止や所在不明問題への対応や、その点検の実施を行うように、実施福祉計画の策定及び見直しの通達をされたことは、行政におかれてもご存じだと思います。

所在不明のまま戸籍上は生存している100歳以上の高齢者が、新聞によりますと三重県では1,300人を超えと言われ、本籍はあるが、現住所が不明の高齢者は16市町でも1,334人おられるそうです。先ほど同僚議員からの質問がございましたので、あえて重複するかと思いますが、東員町における高齢者の所在不明に関する現在の明確な情報を、この3点について、担当部長からのご答弁をお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君）

岩田利弘生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 藤田議員の地域福祉計画についてのご質問にお答え申し上げます。

地域福祉計画の策定につきましては、平成14年4月1日付厚生労働省から「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」とし、通知され、計画に関する規定は平成15年4月に施行されました。

このことを受け、当町におきましても平成16年3月に東員町社会福祉協議会と連携し「東員町地域福祉（活動）計画」を策定いたしました。

計画内容は、「みんながすみやすいまちづくり」、「みんなで支えあいふれあいの輪をひろめるまちづくり」、「みんなで輝くまちづくり」の3項目を基本目標として、地域住民である子どもも大人も、高齢者も障がい者も、住みなれたところで健康で安心して日常生活が送られるような地域福祉社会の構築が大きな目標で、福祉の総合的な計画でございます。

計画期間は平成16年度から平成20年度までの5年計画ではございますが、現在も継続して計画推進に努めております。

当町といたしましては、福祉施策をさらに充実するため必要となる福祉部門の詳細な計画の策定において、地域福祉計画の進捗状況、評価、課題等の検証を行い、整合性を図りながら作成をいたしております。

平成21年3月には、高齢者の心身とともに健康づくりを推進するため「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、平成22年3月には、子どもが健やかに生まれ育つ社会環境の整備等について「次世代育成計画支援対策地域行動計画」を、また地域で暮らす障がいのある方の自立と社会参加の実現に向けて「障がい者計画」を策定いたしました。いずれの計画も地域福祉計画の内容を、より詳細に定めたものでございます。

また、平成22年度には第5次総合計画を策定いたします。この計画は、町の長期的な展望に基づいた町政の総合的なものでありますことから、地域福祉全般にわたり網羅させていただき予定でございます。

また、随時見直しを行い、他計画等との整合性を図ってまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

2点目の「追加通達等による地域福祉計画の現状」でございますが、通達では要援護者の支援の方策として、社会的弱者いわゆる高齢者・要介護者情報、障がい者の障がい区分情報、妊産婦や乳幼児情報の把握及び各分野との情報を共有するための連絡体制づくりなどを市町村地域福祉計画に盛り込むよう、見直しについて、技術的助言が行われました。

当町では、この内容について行政のみで把握いたしかねる場合においても、地域の方や民生児童委員、ボランティアの皆さんなどの方々と係を密に図り、安否確認、高齢者・乳児訪問等、係を超えてケース会議を行うことにより、情報の共有化

を図っておりますことから、地域福祉計画に盛り込む見直しは行っておりませんが、昨今の高齢者の孤独死、安否確認問題等を考えますと、当町においても要援護者支援方策は必要なものと考えております。

また、現在作成の準備を行っております災害時要援護者避難支援プラン全体計画の内容と同種のものでございますので、整合性を図りながら、今年度、地域福祉計画とは別に要援護者支援計画として、原案作成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

3点目の高齢者所在不明の取り組みについて、お答え申し上げます。

先ほど、鷲田議員にもご答弁させていただきましたが、本町における75歳以上の住民基本台帳登録者は、2,113名の方が登録されており、介護保険、医療保険の受診等により生存確認ができていない方を除きまして、現在も引き続き、残る65名の方の訪問調査等を実施しておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） るる説明、ありがとうございました。

平成16年から始まって、先ほど部長もおっしゃられましたように、これに関する関連的事業、今、介護的なことを言われてましたけど、私が言っているのは社会福祉法でございまして、介護保険法とかいうものにも関連しますけども、あくまでも社会福祉法は社会福祉法の中において、こういう事業を営みなさいということが通達されておるわけでございます。先ほども障がい者のいろんな高齢者による介護何たらとおっしゃいましたけど、それはそれなんです。その辺をはき違えないように、今から先、答弁をしていただきたいと思います。

実はこの8月、2年前ですけども、平成19年8月10日に、追加事項を社会福祉計画に入れなさいという中におきまして、厚生労働省が全国で調査された結果、悲しいことに、東員町の全国の市町で調査が上がっているんですけど、策定済みと申しますか、平成16年からできてますけども、先ほど言いました平成19年からの再度の通達によるものに関しては策定済みでない。そして策定予定もない。こういう形で、こういうふうが悪いほうにマルがついております。先ほど部長の説明を聞きますと、るるやっておると言われますが、国から県へ来て、県から各地方自治への通達が来た。その中において、いろいろ今おっしゃられましたが、策定はされておるのかいないのか。平成19年8月10日における通達に関して、現在の東員町の社会福祉地域福祉計画の取り組み、これを再度お答え願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 平成19年8月10日の市町村地域福祉計画の策定ということで、技術的助言ということでございますけども、現在のところ、まだ策定はいたしておりません。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 市町村の取り組みがないがために、今こういう問題ができています。偶然、先ほど同僚議員が言いましたから、3つ目の東員町における所在不明者というものはないということで、安心はしたんですけど、これはよそごとではない。やはり平成16年からこういうことが危惧されて、国も各市町へ、各自治体へこういう通達を出したにもかかわらず、こういうことが出たということは、はっきり言いますと行政の責任である。これはもう、その一言に尽きると思います。

今、るる部長からも説明がありましたが、やはり国からの通達に関しては、従順であっていただきたい。これからでも遅くない。

私、先ほどお見せしましたように、全国の取り組みにおいて、半数しか取り組んでいない。だから半数のうちだからいいんじゃないかと言いますが、これだけ大きく問題になったということは、完全なる行政の責任である。先ほどお見せしましたように、東員町は本当に策定が今後も何もないという、これを見たときに、何だ東員町は、というふうに思いました。

平成19年8月10日の中において、大きく先ほど私は3つのことを言いました。その中に、こういうことが書いてあるわけです。ちょっと話が変わりますが、前回の6月のときにも、先ほど部長がおっしゃいましたように、私は防災計画に関して、要援護者の計画はどうなっているのだということを、総務部長ですか、今こういうふうに取り組み中であると。本題からちょっと外れますけど、その取り組みは部長、終わりましたか。通告外ですけど。前回6月に質問しました、防災時における要援護者のプランニングというのはできましたか。すみません、通告外でございますが、関連しておりますので、質問をお許し願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

前回6月議会でご答弁申し上げましたとおり、関係各課と協議中ございまして、本年度中には策定を終えたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） やはりこういう地域福祉計画というものも、それも連動している計画だと思います。先ほど部長がおっしゃられたように。今年度中とか、そういう甘ったるいことではなくして、早急に取り組んで計画書をつくっていただきたいことを強く要望いたします。

そして本題に戻りますけれども、平成19年8月10日に通達された中に、大きな問題がございます。これはこういうことが書いてあります。

要援護者の情報、これを適切に把握し、民生委員、児童委員等の関係機関等との

間で共有を図ること、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、すべての市町村において、この要援護者支援方を踏まえた市町村福祉計画策定が求められている、ここなんですね。詳しく、そして強く、国のほうから通達されているにもかかわらず、いまだかつて追加の福祉計画は策定されてないということは、私に言わせてもらえば、行政の怠慢なる姿勢であるというよりほかはないと思います。

これに対して福祉部長並びにトップの方の取り組むこれからの姿勢を、部長、続けて町長のこれからの施策に対してのご意向を伺いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） お答えさせていただきます。

要援護者の支援の方策につきましては、日ごろから要援護者の情報を適切に把握し、民生委員、児童委員など、関係機関等の中で情報の共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるのでございますから、平成19年8月に、すべての市町村において、要援護者支援方を踏まえた市町村地域福祉計画の策定を求めたものでございます。この通知につきましても、技術的助言に当たるものでございます。

また、こうした取り組みが、災害時などの緊急事態の際の敏速かつ的確な要援護者支援にも資するものでございます。

当町では要援護者の把握方法として、要介護者の情報に関しましては、要介護認定情報、障がい者の情報に関しましては障がい程度区分情報、妊産婦及び乳幼児の情報に関しましては、母子健康手帳の発行状況の情報、ひとり暮らし高齢者世帯などの高齢者の情報に関しましては、高齢者実態把握事業及び民生委員・児童委員・社会福祉協議会等の協力により、情報の把握に努めておるところでございます。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

地域福祉計画につきまして、今、半数の市町村がつくってないということなんですけど、その辺、法的にどうこうというのは、ちょっと私も理解してないんですけど、きちっとつくとらないとあかんものであれば、当然つくとらないとあかんと思いますけど、半分ぐらいこそつくってないというのが、ちょっと私も理解できないんですけど、つくとらないとあかんということであれば、当然早急につくらせていただきます。

ただ、要援護者の支援方策というんですか、あくまで要援護者というのは弱者、身体障がい者とか、いろいろの弱者全体の、高齢者とはちょっと違いますので、元気な方というんですか、援護が必要でない方は要援護者には入らないと思いますので、その辺もご理解をいただきたく思います。

ただ、地域福祉計画につきましては、私も理解をしておりますので、お許しを

いただきたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） トップたる人がこういうものを知らない。せめて上っ面だけでも知っていただきたいな。

そこで平成22年8月13日に、さらに厚生労働省から各都道府県へ通達がございます。それが先ほど言いました平成19年の通知から、さらに追い打ちをかけた内容でございます。タイトルは市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について、その中において、市町村地域福祉計画の策定等については、未策定の市町村はこうですよ、策定している人はこうですよということが書いてあります。この8月13日で、1カ月前です。

そしてさらに管内市町村の市町村地域福祉計画の策定状況等を調査集計の上、9月3日までに提出をいただくようお願いするということが書いてあるわけです。国の通達、それを知らないなんて、行政言えますか。9月3日というのは、つい最近ですよ。こういう国から県、県から市町村へ来た通達が行政のほうにないのですか。我々末端の議員が、そこまで調べ上げてわかっているにもかかわらず、トップたる首長が地域福祉計画について非常に不勉強であるとか、そういう言い逃れであって、本当に絶句してものが言えないような状況ですけども、町長、その辺どうですか。8月13日の通達において、知らないなら知らないで結構ですけども、東員町のほうに県から来てませんか。お答え願いたいと思います。各部署も踏まえて。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） お答えいたします。

平成22年8月13日付で、厚生労働省援護局地域福祉課長のほうから文書がまわっております。平成22年3月末日現在で、約半数の市町村において策定を終えていないということが明らかになったということで、高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が明らかになった。市町村地域福祉計画及び住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止に対応可能な地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資するものと考えておりますということで、この市町村地域福祉計画の策定の通知につきましては、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものということで、あくまで技術的助言ということでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 技術的助言というのは僕知ってますよ。だけど策定してないじゃないですか。それを言っているわけです。時間の関係があればでございますから、お願いではなくして、必ずやっていただきたい。追加地域福祉行動計画、これを早急に用意していただき、今問題になっております高齢者の所在不明の防止、それから防災等に関連してきますもので、先ほど総務部長にもお願いした内容、要

援護者に関するいろいろな施策、対策というものを早急に計画を策定していただき、我々議員並びに関係部署への配付を強くお願い申し上げますが、その辺どうですか。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） お答え申し上げます。

平成19年8月に厚生労働省から早急に計画策定するよう、技術的助言をいただいたにもかかわらず、本年度から原案作成を行うことにつきましては、昨今の高齢者の孤独死、安否確認問題、東南海・東海地震の発生が危惧される中でございますので、できるだけ早いスピードで対応していかなければならないと考えております。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 要するに私が第1問目として質問したのは、最近新聞紙上並びに全国で問題になっている高齢者所在不明のルーツはここにあるんだということを、私は皆さん方におわかり願いたいと思って質問したわけでございますから、東員町においては高齢者の所在不明というのはないと言いながらも、それとは関係ない、ほかのことにもこの計画というのは重要視されているということをし、しっかりと肝に銘じて、早急なる策定をしていただきたいと思っております。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

滞納整理班について、質問をさせていただきます。

県と県内29市町の住民税の累積滞納額が、平成18年度の98億円から、昨年の平成21年度には150億円に上がり、県民税の累積滞納額は、平成18年度の29億円から、平成21年度は59億円の見込みとなるようであるように新聞に書かれておりました。

このように増え続ける個人住民税の滞納を減らすために、三重県におきましては、この4月から三重県市町から引き継いだ滞納案件を専門的に取り扱います個人住民税特別滞納整理班を設置しました。市町から県への滞納案件の引き継ぎと職員派遣を各市町から募った結果、平成22年度におきましては、津、志摩、尾鷲、鳥羽の4市と菰野、紀北、東員、川越、大台町の5町が公募に応じました。9市町の1,934件、約6億2,424万円の滞納について、徴収を県に引き継ぐことを予告したところ、272件、4,307万円の納付があり、さらに県が引き受けた後、141件、約9,368万円の合計約1億3,700万円を、この4月から7月までの4カ月半に足したというふうに新聞紙上でも報告されました。

個人住民税特別滞納整理班の設置については、我々としても突然の新聞の情報により、今までこういうことがあったのかというのは夢にも思いませんでした。調べた結果、県の3月の定例議会には、これが上程されて議論されたというふうには書いてございます。東員町においては、私の認識している限りでは、こういううわさも聞かないし、議会にも上がってこなかった。それが突然新聞紙上で、こういう整理班というものが設置されたということを知り、あぜんとしているわけでござい



ます。

そこで、個人住民税特別滞納整理班の設置について、整理班がこの4月からやったということは、平成21年度からも当然計画があったのではないかというふうに推測するわけでございます。整理班設置が何のためにできたか、この過程、そして職員は何人出すのだ、お金はどうなっているのだとかいう規約ですね。そして、先ほどはお金のことを言いましたが、現在の活動の現状や成果、それから職員派遣に対して議会の報告はあったのかという、いろいろな現状の報告をしていただきたいとともに、東員町では既に取り組んでおります三重地方税管理回収機構、これとの関連も、整理班との関連についても詳しく説明をしていただきたい。

総務部長の答弁をよろしくお願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 藤井浩二総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） 藤田議員の「滞納整理班について」のご質問に、お答え申し上げます。

三重県は平成22年度から、個人住民税（個人県民税・町民税）の徴収率の向上と、市町職員の徴収能力の向上を図ることを目的といたしまして、県と市町の職員で組織的に協働して滞納整理を実施する「特別滞納整理班」を設置されました。

「特別滞納整理班」を設置するに当たりまして、本年1月に「税務事務職員受入取扱要綱」を制定し、各市町に派遣の推薦依頼を行い、本年度は、議員おっしゃられましたとおり4市5町が参加し、本町は6月1日から6カ月間、職員を派遣することといたしました。

派遣する職員につきましては、取扱要綱に基づき、派遣を希望する市町と県知事が協定書を交わし、派遣を行い、派遣団体の職員及び県の職員の身分をあわせて有するものとなっております。

派遣職員の給料及びその他の手当は、派遣団体の規定を適用し、派遣団体が負担いたしますが、旅費及び時間外、休日勤務手当につきましては三重県の規定を適用し、県が負担することとなっております。

また、滞納額の引き継ぎに関する負担金及び設置に係ります施設の賃借料、備品、消耗品、郵送代等もすべて県の負担となっております。

「特別滞納整理班」のこれまでの徴収実績でございますが、4月から7月の4カ月間で、9市町で1,039件、3億1,700万円の滞納処理を行い、徴収額は1億3,700万円に達しております。東員町分といたしましては56件、960万円分の滞納額を「特別滞納整理班」に引き継ぎ、6月、7月の2カ月間ではございますが、約290万円を徴収し、約170万円分の差し押さえ、納付約束を行っております。

また、「三重地方税管理回収機構」は、個人住民税に限らず、すべての地方税の高額滞納、難件を対象とし、移管件数も限られ、すべての市町から移管された滞納案

件を派遣職員が分担して徴収を行っておりますが、「特別滞納整理班」は、個人住民税の滞納のうち早期滞納案件を対象といたしており、また、東員町が持ち込んだ滞納案件は、東員町の職員が滞納処理を行うため、「管理回収機構」とは異なっており、一定のすみ分けはできているものと考えております。

今回の制度は、派遣市町が持ち寄った滞納案件を、自らの市町の職員が処理し、県がこれまで蓄積してきました滞納処分を行うノウハウを会得することにより、職員のスキルアップを図るとともに、徴収能力向上が図られ、滞納額の減少にもつながることとなりますので、参加市町にとりましても非常に有効であると考えているところでございます。

なお、議会に今回の派遣につきまして、事前に説明がなかったのでは、というご指摘でございますが、派遣期間も6カ月という短期間でございますが、また、研修の一環として考えておりましたところもございまして、今後はできる限り事前にご報告をしまいたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） この整理班の設置に関しては、それぞれ賛否があると思います。私は賛成とか反対とかは申しませんが、ただ滞納金が入ることに関しては、いいやり方ではないかと思いますが、先ほど部長からも説明がありました。今年度の決算書の意見書を見ると、意見の中において、こういうことが書いてあります。

平成21年に税務課に徴収係を設置したと。設置した関係で、町の収納率が平成21年度は95.7%で前年度より0.1%上昇しているのですね。それが徴収係をつくったから上がったのかどうか知りませんが、ただ、後でこういうことが書いてあるわけですね。公平負担と自主財源確保の観点から、県と市町税職員の人事の交流により、収納対策を連携して行うことや、三重地方税管理回収機構及び同機構への出向によりノウハウを取得した職員とが連携を図り、悪質滞納者に対して厳しい法的措置を取られ、前年度比で45件増の財産差し押さえを行うなど、未収金の回収に努めた成果であり、その取り組みを評価するものであるというふうに監査委員の意見書がついております。

こういういい評価をもらっているのに、なぜ東員町は平成22年度に、短期とはいいながら、先ほど部長がおっしゃられましたように、研修といいますが、そういう意味もかねて、短期だったら必要ないじゃないかというふうに思いますが、その辺、この意見書とかなりギャップがあると思いますが、その辺を踏まえて、わずか6カ月だったら行く必要もないだろう。徴収係は何をしているんだ。ただし、これは住民税だけですから、自動車税とかは別でございますので、その辺はわかりませんが、せっかく平成21年度に徴収係と機構と連携して、いい結果が出ているの

に、何も県の方へ出向までしてやる必要はないかと思いますが、この辺どういうふうにお考えですか。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

まず、平成21年度徴収係を設置させていただきまして、また三重の地方税管理回収機構へ派遣をしておりました職員も戻りまして、ノウハウを蓄積してまいりまして、担当係長以下3名で対応させていただいておりました。平成22年度からは、徴収は町の財源の重要な部署でございますので、さらに1名増員をいたしまして、4名体制という体制を取らせていただきました。

ご存じのとおり、今回派遣をさせていただきました職員は係長職でございまして、他の部署からの異動によりまして、徴収のノウハウについて、まだ十分ではございませんので、その辺も含めまして、県のノウハウを会得するために、この4月の異動で体制が4名になったということ踏まえて、6月から6カ月間、派遣をさせていただきます。

どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 6カ月ですから、6月から行かれたら、あと3カ月ですね。平成22年度ですけども、29市町の中において、まだ来年度、平成23年度とあるんですけど、東員町はこの平成22年度で終わりですか。お答え願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） 現在、三重地方税管理回収機構から戻りました職員と、それからいろいろノウハウを蓄積した職員、3名おりまして、今、係長が研修に出ております。職員構成等も踏まえまして、弱体化したり、ノウハウを必要だと考えれば、また派遣をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 三重地方税管理回収機構の負担金として、今年度は447万7,000円の予算が上がっているわけですが、今、県のほうへ6カ月ということでございますが、この予算というのは減りますか、減りませんか、お答え願います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） まず、三重地方税管理回収機構の負担金につきましては、私ども、いわゆる各市町が設立をしております機構でございますので、それぞれ負担金がかかってまいります。これにつきましては、昨年よりかなり負担金が減額になっておりますが、管理回収機構のご努力によりまして、時間外等の節

減というふうにお聞きをいたしております。

また今回、特別滞納整理班でございますが、これはもう県の財源で事務的な経費はすべて賄っていただいておりますので、特に本町の予算に関係するというふうには考えておりません。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 最後に、先ほど部長からいろいろな説明がありましたが、もし規約と申しますか、取り決めと申しますか、そういうものがあれば、後日、我々議員にもご配付願いたいというふうにお願ひしたいと思ひます。

それから最後に、8月24日に、整理班について、税務担当課長との会議があったというふうにお聞きしますが、その結果をどういふ目的で行われたのか。もう既に4月からやって、半年も過ぎようとしている中において、何が目的でこゝう整理班についての会議があったのか。簡単にご説明を願えればありがたいと思ひますが。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） まず規約でございますが、本日、この時間が終わりましたら、ご提出をさせていただきたいと思っております。

それでまた、担当課長会議でございますが、今現在、参加市町につきましては、29市町のうち一部でございますので、ほかの他市町にも滞納整理班を利用して徴収率の向上を図っていただきたいという説明が県からされたということで伺っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） あとわずかですから、終わると思ひますが、精一杯頑張りたいと思ひます。

それから最後の質問になりますが、本来、私はこの質問をしたくなかつたんですけども、一つの区切りとして質問すべきだと思ひて、奮い立って、あえて質問させていただきます。

3つ目でございますが、桑名市職員の詐欺事件に伴う町長の責任について、お尋ねをしたいと思います。

桑名市環境政策課長の詐欺事件について、町長の真意を問ひたいと思ひます。

去る3日に、中身は別としまして、現環境課長、実刑4年という実刑が下されました。非常に悲しい結果であり、また東員町の出身者であるということもあわせますと、胸の痛む悲しい事件でございますが、そこで町長にお伺ひしたいと思ひます。

予算には桑員環境保全推進協議会なるものがありまして、東員町からも助成を出しております。私個人も、この推進協議会なるものの勉強はしてありませんでした。

そこで、桑員環境保全推進協議会なるものはどういう仕事をしているのか、そして構成とはどうなっているのか。規約等も踏まえて、ご説明を願いたいと思います。

2つ目に、この1年間に14回にもわたり、口座から詳しくは657万7,900円を私的流用したとありますが、会計責任者であった現在の東員町長の職務は果たされていたのか。先ほど1番目に言いましたように、規約、なぜ首長なる町長がこういう会計の責任者にならなくてはならないのか。そういう規約はあったのかということの内容のご説明を願いたいと思います。

ということは、会計の責任者であれば、通帳・印鑑等は会計責任者が保管する義務というものがあります。それが14回にもわたり出したということに関しては、会計責任者であった東員町長の佐藤均さんにも責任があったのではないかと。先の6月議会におきましては、一部の釈明はされましたけど、そんなもので済むことではないと思います。

3つ目に、桑名市では最近いろんな職員による不祥事件が発生しております。それにより市長は減給処分となり、また、この件に関しましては、桑名市長はこういう減給等も伴い、東員町長ともその後協議するというふうに、6月議会で答弁されたというふうにお聞きしております。

そこで、先の6月定例会に町長は簡単に説明されましたが、再度、会計責任者として、自主的に町長自身として何らかの責任を取る意思はあるのかなのか、この3点について、町長の真意をお聞かせ願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 桑名市職員の詐欺事件に伴う町長の責任については、ということでございますけども、「詐欺事件」につきましては、私は何ら関知するものではございません。

桑員地域の2市2町で構成いたしております「桑員環境保全推進協議会」の運営資金を、事務局を担当する桑名市職員が私的に流用した、強いて申し上げるならば「業務上横領事件」に関しまして、お答えをさせていただきます。

桑員環境保全推進協議会は、桑員地域の環境に関する総合的な計画を作成し、公共水域の汚濁防止など、環境への負荷の低減を図るために、総合的、一体的な計画の推進と協力体制を充実し、環境の保全に寄与することを目的に、平成3年に組織されたものでございます。

協議会の規約は設立に合わせまして制定いたしております、組織は第2条におきまして、桑名市、いなべ市、木曾岬町及び東員町の市町の長をもって組織するとされております。

また、役員構成は、第5条で会長1名、副会長1名、監事1名を置くこととし、会長職は設立時から桑名市にお願いをしましてまいりました。いなべ市が副会長で、監事は木曾岬町と東員町が毎年交代で行っており、昨年度は私が監事をお引き受けさ

せていただきました。

本年2月1日に平成21年度分の決算監査を受けるため、事務局である桑名市の職員（2名）が来庁をされ、町長室におきまして、決算書及び関係書類について監査を行わせていただきました。その時に、通帳を確認したかどうかということが、少し定かではないのですが、そのあたりが曖昧であったことにつきましては、深く反省をいたしております。前回の議会にもおわびをさせていただいたところでございます。申しわけなかったと思っております。

しかし、議員が申されました会計責任者と監事の職務は、それぞれ別でございます。本町で申し上げますと、会計の責任者は会計課の会計管理者に当たります。監事は町の監査委員の立場に当たります。協議会の支払いや預金の管理につきましては、桑名市役所の会計管理室で適正に処理され、監査の前に、会長である桑名市の市長、会計管理者のチェックを済まされた決算書類を私に提出されたものと考えております。

また、桑名市長が、4月にこの件についての事情説明に東員町にお越しをいただいた時に、この件について大変迷惑をおかけしたということで、おわびをされました。たしかその中で、市長自らの減給処分の話もございましたが、この処分は協議会の運営資金の私的流用の件だけではなく、これも新聞報道されましたけど、元水道施設課職員の収賄事件に始まり、水道部職員の公金の不適切な支出、元環境政策課職員による詐欺事件に至るまで、懲戒免職の対象となる事件が続けて発生したことなど、市民の皆さんに、市政に対する信頼を大きく失墜させたことによるもので、協議会の会長という立場ではなく、あくまでも桑名市職員の任命権者である市長として責任を取るために減給したとのお話でありました。

私も東員町職員の不祥事でありましたら話は別でございますけど、この件についての責任の取り方は考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

「他山の石、以て（もって）玉を攻む（おさむ）べし」という言葉がありますように、隣の市で起きた今回の事件を特殊なケースとしてとらえるのではなく、私も含めまして、職員一人一人がえりを正し、本町でこのような不祥事を絶対に起こさないように努めてまいりますので、よろしくようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 時間がありませんもので、今の町長の説明を聞きますと、再度お聞きしますが、監事をやっておられますが、監事はどっちの監事ですか。監査の監事ですか。監査の監となってくると、やはり会計のほうにも携わる職務というのがあるのではないですか。そういうことから考えますと、町長の答弁、

関係ないというふうにとられますけども、時間の関係上、はっきりお聞きします。この件に関しては町長は一切関係ございませんか。そして責任としても、一切のかげらもないということを、ここでお誓い願えますか。ありませんか。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

関係がないとは申しておりません。監査をさせていただきましたので、その時に通帳の確認をきちっとしなかったということでございますので、その件につきましては、おわびをさせていただいております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） おわびであるならば、示しを示していただきたい。私の要求です。3カ月の1割の減給を要求して、私の質問を終わります。